

## (五) 京田辺市所在旧佐太来迎寺末五ヶ寺の歴史

松本 勇介

## 二 近世の綴喜郡五ヶ寺のありよう——大念佛宗の時代

### 二一一 各寺の基本事項

京田辺市には五ヶ寺の旧佐太来迎寺（さたらいこうじ）末寺が存在する。具体的には高船地区の極楽寺、打田地区の西明寺、江津地区の正福寺、東地区の念佛寺、上地区の慶照寺であり、現在は極楽寺と西明寺が西山淨土宗（西山派）、正福寺と慶照寺が淨土宗西山禅林寺派（西山派）、念佛寺が淨土宗（鎮西派）である。綴喜郡五ヶ寺に関する先行研究はほとんどなく、『田辺町郷土史 社寺篇』<sup>(2)</sup>で各寺の概要を簡単に紹介し、『京田辺市の仏像』<sup>(3)</sup>で各寺の仏像を紹介している程度である。そこで、本稿では、江戸時代には大念佛宗佐太派、明治五（一八七二）年からは淨土宗佐太派、昭和一〇年代（推定）からは淨土宗西山派（念佛寺除く）と、時代と共に宗派を変えてきた歴史を持つ各寺について、まとまりに留意して論じることにする。本論の構成は、二章では近世の綴喜郡五ヶ寺のありようを見るために、各寺の基本事項を述べた後に、大念佛宗佐太派としての綴喜郡五ヶ寺について組合等の項目を立てて論じ、三章では近代の綴喜郡五ヶ寺のありようを見るために、淨土宗への改宗および淨土宗西山派への改宗（念佛寺除く）について論じ、時代の流れに即して綴喜郡五ヶ寺のありようを具体的に明らかにしていく。

### 一 はじめに

京田辺市には五ヶ寺の旧佐太来迎寺（さたらいこうじ）末

寺が存在する。具体的には高船地区の極楽寺、打田地区の西明寺、江津地区の正福寺、東地区の念佛寺、上地区の慶照寺であり、現在は極楽寺と西明寺が西山淨土宗（西山派）、正福寺と慶照寺が淨土宗西山禅林寺派（西山派）、念佛寺が淨土宗（鎮西派）である。綴喜郡五ヶ寺に関する先行研究はほとんどなく、『田辺町郷土史 社寺篇』<sup>(2)</sup>で各寺の概要を簡単に紹介し、『京田辺市の仏像』<sup>(3)</sup>で各寺の仏像を紹介している程度である。そこで、本稿では、江戸時代には大念佛宗佐太派、明治五（一八七二）年からは淨土宗佐太派、昭和一〇年代（推定）からは淨土宗西山派（念佛寺除く）と、時代と共に宗派を変えてきた歴史を持つ各寺について、まとまりに留意して論じることにする。本論の構成は、二章では近世の綴喜郡五ヶ寺のありようを見るために、各寺の基本事項を述べた後に、大念佛宗佐太派としての綴喜郡五ヶ寺について組合等の項目を立てて論じ、三章では近代の綴喜郡五ヶ寺のありようを見るために、淨土宗への改宗および淨土宗西山派への改宗（念佛寺除く）について論じ、時代の流れに即して綴喜郡五ヶ寺のありようを具体的に明らかにしていく。

ここでは本論の前提として、近世・近代の各寺の基本事項についておおまかに述べる。

### 極楽寺

山号は八王山、所在地は高船村字里で、山地部に立地した。明治一三年の記録<sup>(3)</sup>によると、境内は一四坪で、建物は本尊の阿弥陀如来を安置する本堂兼庫裏（三間半×五間半）等が存在し、境外所有地は存在しなかつた。当時の檀家数は一六三人。開基年は不詳である。ちなみに、同寺が所在した近世の高船村は淀藩領で、石高は一四二石（天保五年）であった<sup>(4)</sup>。

西明寺 山号は無量山、所在地は打田村字宮本で、山地部に立地した。明治一三年の記録<sup>(3)</sup>によると、境内は一四二坪で、建物は本尊の阿弥陀如来を安置する本堂（四間×三間半）、庫裏等が存在した。境外所有地として、田地九ヶ所（打田村内）、畠地一ヶ所（同前）、山林三ヶ所（同前）、藪地一ヶ所（同前）を有した。当時の檀家数は三〇五人。開基年は不詳である。ちなみに、同寺が所在した近世の打田村は淀藩領で、石高は四六八石（天保五年）であった<sup>(4)</sup>。

### 正福寺

山号は和光山、所在地は江津村字佐牙垣内で、丘陵部に立地した。明治一三年の記録<sup>(3)</sup>によると、境内は四九一坪で、建物は本尊の阿弥陀如来を安置する本堂、薬師如

來を安置する薬師堂、庫裏、長屋門、薬医門等が存在した。境外所有地として、田地二ヶ所（菱田村内）を有した。当時の檀家数は三一二人。開基年は不詳である。ちなみに、同寺が所在した近世の江津村は朝廷・幕府・淀藩が支配する相給村で、石高は六二二石（天保五年）であった<sup>(四)</sup>。

**念佛寺** 山号は専修山、所在地は東村字鍵田で、平地部に立地した。明治一三年の記録<sup>(三)</sup>によると、境内は二〇四坪で、建物は本尊の阿弥陀如来を安置する本堂、地蔵菩薩を安置する地蔵堂、庫裏、薬医門、物入等が存在した。境外所有地として、田地二ヶ所（東村内）を有した。当時の檀家数は三八九人（八三戸）。由緒は康永年間（一三四二—一四五）に法明（大念佛寺七世で来迎寺一世の師僧）が創立し、寛文一〇（一六七〇）年に仁雲が再建し、文化年間（一八〇四—一八）に宇北屋敷より移転したと伝わる。ちなみに、同寺が所在した近世の東村は淀藩領で、石高は五七八石（天保五年）であった<sup>(四)</sup>。

二一二 大念佛宗佐太派における綴喜郡五ヶ寺  
本山と末寺 ここでは本山・教義・末寺の三点から本山と末寺について論じる。

一点目に、本山について述べる。大阪府守口市佐太中町（寝屋川市境の淀川堤防付近）にある浄土宗紫雲山聖聚院佐太迎寺は、明治五（一八七二）年一二月以前には、大念佛宗（通念佛宗）佐太派の本山であった。近世の大念佛宗には三本山あり、摂津国東成郡平野庄（現大阪市平野区）に所在し大坂城の南南東約七キロメートルに位置した大念佛寺、河内国茨田郡一番村佐太に所在し大坂城の北東約一一キロメートルに位置した来迎寺、摂津国西成郡南浜村（現大阪市北区）に所在し大坂城の北西約三・五キロメートルに位置した源光

享保一五年（一七三〇）に謙芳が再建したと伝わる。なお、天明五（一七八五）年に住職・庄屋・年寄の連名で、京都町奉行所に宛てて修復願が出され、藁葺きから瓦葺きへの変更などを願い出ている<sup>(六)</sup>。時代が下つて昭和四八年には、本尊の像内から、正徳四（一七一四）年に京仏師の前川市兵衛が修理した旨の文書が発見されている<sup>(七)</sup>。ちなみに、同寺が所在した近世の上村は朝廷・幕府が支配する相給村で、石高は三四九石（天保五年）であった<sup>(四)</sup>。

以上の前提を踏まえて、二節では綴喜郡五ヶ寺全体を論じていく。

寺である。各寺の開山について、大念佛寺開山は良忍（一二世紀）、来迎寺開山は大念佛寺七世法明の弟子・西願（一四世紀）、源光寺中興開山は法明（一四世紀）とされ<sup>（七）</sup>、事実なら系図上は法明を通して各寺ともつながりがあることになる。各寺の本尊は、大念佛寺が十一尊来迎図（天得如来）、来迎寺と源光寺が三尊来迎図（天筆如来）である<sup>（七・八）</sup>。各寺の寺格は表一に示した通り、大念佛寺は「御白書院独札」、御闕之内式疊目<sup>（九）</sup>、来迎寺は「御白書院独札」、源光寺は無規定である。無本寺三二ヶ寺を寺格で六つのグループに分けたうち、大念佛寺は上から一番目のグループ、来迎寺は上から二番目のグループに属し、両寺とも無本寺の中では寺格が高かつたといえる。また、両寺とも皇室から紫衣の着用を許可される寺格であった。

二点目に、教義について述べる。大念佛宗三本山のうち、来迎寺と源光寺は淨土依準である。淨土依準とは「法度をはじめ、学林、經典、法式等々万事淨土宗に準拠する」ことで、来迎寺はしばしば私文書で「淨土依準大念佛宗」と称していた<sup>（九）</sup>。言い換えると、大念佛宗佐太派は「自宗僧すら他宗檀林（淨土宗西山派と鎮西派）の修学者」であり、「西鎮混住状況の大念佛宗」であった<sup>（九）</sup>。このような特異な性格について、大念佛宗と淨土宗は共に淨土教、すなわち念佛によつて死後に淨土に往生して仏果が得られると説く教えなどで親和性があり、可能だつたといえる。ちなみに、大念佛宗

は一二世紀に良忍が開宗し、一人の念佛が万人の念佛と融通しあつて往生できると説く。一方、淨土宗は一二世紀に法然が開宗し、ひたすら念佛を唱えれば往生できると説く<sup>（一〇）</sup>。このような両宗混淆の特異な性格を持つ宗派に属していたという点が近世の綴喜郡五ヶ寺を考える上で重要となる。

近世には、前述のような仏教諸派の混淆だけでなく、神仏混淆も見られた。来迎寺の本尊は石清水八幡宮ゆかりの阿弥陀三尊来迎図であり<sup>（一一）</sup>、本山の本尊という宗派の根幹に石清水八幡宮に関する神仏混淆が見られた。

三点目に、末寺について述べる。まず、各本山に属する末寺数を確認すると、文政期（一八一八—三〇）の『続三綠山志』<sup>（一二）</sup>には、大念佛寺末は約四〇〇ヶ寺、来迎寺末は約六〇ヶ寺との記載があるが、源光寺末は無記載である。但し、『大阪府全志二・三』<sup>（一二）</sup>によると、源光寺末には玉円庵・提法寺・西念寺の三ヶ寺が存在したとされる。このように、大念佛宗寺院は八割強が大念佛寺末で、来迎寺末は一割強に過ぎなかつた。では、来迎寺末について詳しく見ていく。宝暦七（一七五七）年の「条々」から作成した表二一一を見るところ、末寺は河内国二四ヶ寺・摂津国一ヶ寺・大和国一七ヶ寺・山城国一九ヶ寺、計四ヶ国に六一ヶ寺が存在した。表二一一で整理したところによると、六一ヶ寺のうち一九ヶ寺（三一%）が山城国、五ヶ寺（八%）が綴喜郡の現京田辺市域に所在した。また、現在の宗派は淨土宗の鎮西系が三二ヶ寺（五

二%）、西山系が二四ヶ寺（二九%）、単立一ヶ寺、廢寺四ヶ寺であり、鎮西系と西山系に一分されており、現代のありようは近世のありようを反映していると考えられる。詳細については、後述の「鎮西派修学閥と西山派修学閥」を参照されたい。

なお、末寺になつた経緯については、一般的に各宗の本末制度は一七世紀前期に整備されたとされていが（<sup>二四</sup>）、綴喜郡五ヶ寺が来迎寺の末寺になつた経緯を示す史料は管見の限り見当たらない。

**組合** 次に、組合について述べる。『宗教制度史』（<sup>二五</sup>）によれば、組合（組寺）とは地域的に接近した数ヶ寺の同宗寺院が連帶・警戒・検察・扶助を行うために結合した集団で、訴訟・寺産の処分に際して互いに連署すべき義務を負つていたとされる。近世の綴喜郡五ヶ寺については、高船村極楽寺と打田村西明寺は大和国添下郡（現奈良県生駒市）の生玉寺（田原村）と阿弥陀寺（高山村）、すなわち来迎寺末近隣四ヶ寺で一つの組合を形成していた。また、江津村正福寺、東村念佛寺と上村慶照寺は来迎寺末近隣三ヶ寺という単位で一つの組合を形成していた。これは、宝暦七（一七五七）年に本山役所が諸末寺に下した「諸末山江申渡条々并連判」の連判順から推定される（<sup>二六</sup>）。

**a 諸末山江申渡条々** まず、組合の役割について、本山触から考える。前述の宝暦七年に本山役所が諸末寺に下した

「諸末山江申渡条々并連判」（<sup>二六</sup>）の二条目を見る。

一末山住職之節、組中添翰之儀、今般文言相改案紙差出候条、寺毎ニ書留置、向後右案紙之通、文言無相違添翰可差出候、能分住職願之節者、其僧出世之儀於組合急度相糾、相違無之儀致究竟候上、可有添翰之沙汰候、且又西堂者相続之檀林書出シ、平僧者師席而已可書出事

ここでのポイントは、①末寺住職になる時は組合の添翰を本山に提出する点、②能分・西堂・平僧で添翰の内容が異なる点、すなわち能分は出世を組合で糾し、西堂は相続の檀林を書き出し、平僧は師席を書き出す点、である。①および②（能分）から、新たに住職を置く場合は、組合の承認が必要で連帶保証していたことがわかり、組合の役割の大きさがうかがえる。

ちなみに、本筋からは逸れるが、右の条には、能分（b）の④と⑨にも登場）・西堂・平僧の三種類の身分が見える。辞書（<sup>二七</sup>）には、西堂は住職以外の上首、平僧は位のない普通の僧とあるが、能分についてはいずれの辞書にも見当たらぬ。派は異なるが、大念佛寺末常念佛寺の日鑑の元治元（一八六四）年の記事（<sup>二八</sup>）には、「老人人様御遠忌御執行被在候ニ付、御香儀之義、能分方金百疋已上、中位僧金三朱、平僧方同武朱、御身分相応之義、并御旦中ハ右ニ順出精被差上候」とあり、位の高さは「能分—中位僧—平僧」の順であること

がわかり、能分は出世後の高位僧であると考えられる。

**b 正福寺住職相続一件** 次に、組合（組寺）の実態について、文政期における江津村正福寺の住職相続一件から考える。以下、あらすじを四つの段階に分けて詳述する。

**住職の死去** 文政六（一八二三）年に正福寺住職（白重）が病死したので、正福寺檀家（喜左衛門と善右衛門）が本山役者に死去届を提出し、相続手続きが開始した（二七）。

**念佛寺主導の相続手続き** 続いて、同年九月に檀家総代（孫右衛門と源十郎）が連印し、「組寺惣代念佛寺」が奥印して本山役者に書付A（「乍恐奉願上候口上事」（二七））を提出した。そこでは、正福寺が無住なので、廻向帳・寺印・諸什物を「組寺」と檀家が立会つて確認したところ、従前の通りであつたことを報告し、無住中の廻向帳・寺印は「組寺」に預からせ、諸寺役は「組寺」に代行させたい旨を要望した。ここで留意すべき点は、①組寺が無住中の廻向帳等を確認して預かつたこと、②組寺に諸寺役を代行させること、③組寺総代が奥印したことの三点であり、①と②は組寺による扶助、③は組寺総代による監督・保証といえる。

加えて、同年九月に檀家総代（孫右衛門と源十郎）が作成し、「組寺惣代念佛寺」が奥印し、本山役者に書付B（「乍恐奉願上口上事」（二七））を提出した。そこでは、正福寺が無住なので、本山に相応の住職を配置してもらいたい旨を要望した。ここで留意すべき点は、書付Aと同様に、本山への書付

に組寺総代が奥印したことであり、組寺総代による監督といえる。

しかし、正福寺檀家（源十郎と善右衛門）が本山に提出した上記の二通の書付は、組寺総代として念佛寺が奥印している問題から受理されず、差し戻された。

慶照寺主導の相続手続き 差し戻しを受け、同年九月に、書付Aと類似の内容の書付C（「乍恐書付を以御届ケ奉申上候」（二七））、そして書付Bと同内容の書付D（「乍恐奉願上候」（二七））の一通を檀家総代（善右衛門と源十郎）が作成し、書付Cについては「組寺惣代慶照寺」が奥印し、本山に提出した。なお、書付Aと書付Cの違いは、奥印者の他に、寺印と廻向帳の確認ではなく過去帳と祠堂田地の確認、借財がない旨の追加などである。再提出した一通の書付は本山に受理され、正福寺の相続手続きは滞りなく進められた。ここで留意すべき点は、組寺総代として、念佛寺が奥印すると受理されず、慶照寺が奥印すると受理された点である。先述した通り、大念佛宗佐太派は本末の住職共に、浄土宗鎮西派もしくは同西山派の修学者が本末の住職を務める特異な宗派であり、念佛寺の住職は代々浄土宗鎮西派修学者、慶照寺の住職は代々同西山派修学者と推定される。正福寺の住職は代々西山派修学者と推定され、念佛寺主導の相続手続きでは、新たな住職に鎮西派修学者が配置される可能性が高く、後述の文化一一（一八一四）年に制定された本山の「規則」を破るこ

とになり、派内の西山派修学閥の末寺の反発が予想される。そのため、寛政三（一七九一）年以降は鎮西派修学者が住職を務めていた本山といえども（八）、念佛寺主導の相続手続きを認める訳にはいかなかつたとも考えられる。なお、両修学閥の対立と和合については、後述の「鎮西派修学閥と西山派修学閥」で詳しく述べる。

**住職の入山** 同年一〇月八日に、摂津国島上郡原村（現高槻市）の浄土宗西山派の淨円寺の住職の推薦により、山城国紀伊郡吉祥院村（現京都市南区）の浄土宗西山派の持宝寺から忽然が正福寺に入山した（七）。そして、一二月二日に正福寺は「組寺惣代」の慶照寺と「法類」で西山派修学寺の宝寿寺（現精華町）を伴い、本山に挨拶に出向き、住職就任を了承された。そして、帰村後の四日に、正福寺は組寺と法類を招き宴を催した。ちなみに、法類とは同宗同派で親しい関係にある寺のことである。ここで留意すべき点は、本山への正福寺の入山挨拶に組寺惣代が同席したことであり、組寺惣代による監督・保証といえる。また、浄土宗西山派寺院の僧侶の推薦で西山派寺院の僧侶が正福寺に入山し、西山派修学閥の組寺惣代と法類が入山挨拶に同席しており、西山派一色の入山手続きといえる。

以上のような経緯で、正福寺住職の相続手続きが行われた。そのような中で見られた正福寺と組合各寺の相互関係を整理する。まず、正福寺と念佛寺の関係を見ると、無住中の廻

向帳等の確認と保管、寺役の代行といった組寺（組合）としての扶助、そして無住届や新住届への奥印といった組寺（組合）総代としての監督・保証が見られた。次に、正福寺と慶照寺の関係を見ると、前述の念佛寺の関係と同様のものが見られた。加えて、本山への入山挨拶への同席といった組寺（組合）総代としての監督・保証も見られた。以上のように、組合の役割は多岐にわたり、組合内寺同士の関係も密接であつたといえる。

**本尊御巡回** 佐太派には本尊御巡回という特異な行事が存在した。まず、近世に作成された「佐太来迎寺年中行事覚（仮題）」（九）を見ると、「山城・大和・河内三箇国 本尊御巡回」に当たつて、本山は「高船村極楽寺」等の来迎寺末寺四一ヶ寺と「清滝村旦方中」等の末寺不存在村の旦方中八組に対して、例年十月六日から本山の本尊を持って各村を巡回するので送迎や供養等のしきたりを守つて対応するよう命じている。宛名順は表三一一で示した通りで、仮に宛名順と巡回順が同じだとするならば、綴喜郡五ヶ寺のうち極楽寺と西明寺の巡回順は全四九番のうち六〇七番目で、前後を掲げると、「高山村（現生駒市）阿弥陀寺→高船村極楽寺→打田村西明寺→柘榴村（現精華町）極楽寺」となる。また、正福寺と念佛寺、慶照寺の巡回順は二七〇二九番目で、前後を掲げると、「北稻八妻村（現精華町）→江津村正福寺→東村念佛寺→普賢寺村慶照寺→穂谷村（現枚方市）西雲寺」とな

り、ここにも組合の枠組みが見られる。ちなみに、表三一二

で示した通り、来迎寺末六一ヶ寺のうち三箇国本尊御巡回に含まれていないのは来迎寺近辺の一〇ヶ寺と大和国山辺郡・式上郡の一〇ヶ寺であり、その理由については今後の課題したい。

さらに、本尊御巡回を掘り下げるために、前掲の宝暦七（一七五七）年の「諸末山江申渡条々并連判」の一条目に着目したい。

一例年本尊御巡回之節、各門外迄送迎可有之候、尤多者送迎等疎略無之由ニ候得共、希ニ称先格一向不送迎寺茂有之由、粗相聞候間、右申渡候、恭敬第一之事ニ候間、饗應者可任先規候、於恭敬者毛頭疎略有之間敷事附供奉之代僧先達而御宿寺江到着之節者、門内迄可有出迎事

ここでのポイントは、①例年の本尊御巡回で各寺は門外で送迎していること、②稀に先格と称して全く送迎をしない寺があつて本山が問題視していること、③供奉の代僧が事前に宿寺に到着した時は門内で出迎えること、の三点である。三点とも本尊御巡回の作法に關することである。②では前掲の「佐太来迎寺年中行事観（仮題）」と同様に、末寺が本尊御巡回一行に礼儀を尽くすことを命じている。また、①と③を比較すると、本尊御巡回一行は門外まで、供奉の代僧は門内まで送迎するという格差を設けて、本尊の権威を高めている。

といえる。

このように、近世には本山が本尊阿弥陀三尊來迎図（天筆如來）を持ち出して綴喜郡五ヶ寺を含む三ヶ国の末寺や檀家を巡回しており、佐太派にとつて本末関係を強化する上で欠かせない行事であつたといえる。なお、起源については、貞享期（一六八四一八八）の「和州秋篠村出入観」に「來迎寺三拾一代之住持、毎年虫供養ニても十月毎ニ四ヶ国之末寺を廻來候」とあり、一七世紀後期には御巡回が行われていたと考えられている<sup>(7)</sup>。残念ながら、綴喜郡五ヶ寺が本尊御巡回をどのように迎えていたのかを示す史料は、管見の限り見当たらないので、実態は不詳である。ちなみに、近世における御巡回（御回在）は來迎寺だけでなく大念佛寺や源光寺といった大念佛宗本山にも見られ<sup>(7)</sup>、この特異な行事は大念佛宗に共通したものだつた。

**淨土宗鎮西派修學闕と同西山派修學闕** 先述した通り、近世の大念佛宗佐太派は淨土依準大念佛宗であり、淨土宗の檀林（僧侶育成機関）で修學した後、本山の本尊の前で大念佛宗に転宗し、本末の住職に就任するという慣行であつた。なお、近世の淨土宗は鎮西派・西山派・長樂寺流・九品寺流・一念義の五流のうち前二者が優勢で、大念佛宗佐太派の住職もほとんどが前二者の修学者であつたと推察される。ちなみに、鎮西派の拠点は知恩院（現京都市）と増上寺（現東京都港区）、西山派の拠点は光明寺（現京都府長岡京市）である。

こうした特異な慣行により、派内に浄土宗鎮西派修学閥と同西山派修学閥が混在することになり、主導権を巡る両修学閥の対立を招き、派内に不安定性を生み出していた。

先述の表二一一を見ると、近世の末寺六一ヶ寺の現代の宗派は、浄土宗の鎮西系が三二ヶ寺（五二%）、西山系が二十四ヶ寺（三九%）、単立一ヶ寺、廃寺四ヶ寺であり、鎮西系と西山系に二分されている。また、現代の宗派を旧国別で見ると、河内・摂津国は鎮西系一九ヶ寺・西山系六ヶ寺、大和国は鎮西系一二ヶ寺・西山系三ヶ寺・単立一ヶ寺・廃寺一ヶ寺、山城国は鎮西系三ヶ寺・西山系一三ヶ寺・廃寺三ヶ寺となる。近世の修学宗派と現代の宗派が連続している可能性が高いとすると、近世には鎮西派修学寺と西山派修学寺に二分され、鎮西派修学閥が優勢で、河内・摂津・大和国は鎮西派修学寺が多く、山城国は西山派修学寺が多いと想定される。ちなみに、綴喜郡五ヶ寺のうち、極楽寺・西明寺・正福寺・慶照寺は西山派修学寺、念佛寺は鎮西派修学寺と推定され、西山派修学寺が八割を占める。

一八世紀後期になると、鎮西派修学閥が西山派修学閥を押さえ込むようになつた。まず、明和六（一七六二）年に来迎寺三六世慈寛が定めた「本山誓約三箇条」<sup>(10)</sup>の一条目を見ると、①本山住職就任予定の年少者は関東鎮西派の檀林で修学すること、②佐太派以外から本山住職就任予定者を招く場合は鎮西派修学者に限ること、が記されており、本

山住職は明和六年以降鎮西派修学者が就任することが明文化された。続いて、本山住職だけでなく末寺住職も鎮西派修学者にするために、寛政三年に来迎寺三八世に着任した万戒は、「宗門内末寺に住職中の西山僧を一掃、住職は鎮西相続を厳守と申渡」した。その根拠とされた「奉行所申渡しの鎮西相続とは、本山来迎寺住職に限るか否かは曖昧ながら、貫主万戒はこれを楯に、宗内全末寺にまで一気に及ぼそう」とした上で（八）、西山派修学閥を顧みない万戒の強権ぶりがうかがえる。さらに、来迎寺住職の浄土宗鎮西派修学者の相続を搖るぎないものとするために、万戒は浄土宗鎮西派の関東一八檀林の一つ深川靈巖寺（現東京都江東区）と「深川盟約」を結び、今後の来迎寺住職は靈巖寺から招くことになつた。

しかし、両修学閥の対立が激化したため、文化一一（一八一四）年に本山は末寺に對して「被仰出候口上書」<sup>(11)</sup>を下した。

一同入和合論者仏刹之隨一二候、若寺末不和合之筋有之候而者、宗門之衰廢者不及申、他門之間も可恥事ニ候、此度御交代ニ付、門末一統和熟候様申談、以後於本山も西鎮偏頗之沙汰無之候間、末山一同被得其意候而、宗門興隆可為專要候（後略）

ここでのポイントは、①今回本山住職が交代するので派内は和合すること、②今後本山は鎮西派修学閥と西山派修学閥

を公平に扱うこと、の二点であり、本山住職の交代を機に両修学闇を公平に扱うので和合することを命じている。そして、この命令に対する末寺の「御請書」<sup>(二七)</sup>には、書付の趣旨は承知したので、今後は宗派の規則を守り本山に服従する旨が記されている。さらに、両修学闇を公平に扱うことに対し実効性を持たせるため、末寺は本山に対して規則の制定を求めた。文化一一年に制定された「規則」<sup>(二七)</sup>には、①末寺住職の選定の際は組寺と檀家が帰依している僧を本山住職が任命すること、②歴代の本山住職は鎮西派もしくは西山派修学者が務めてきたので本山の役者も両修学闇から一人ずつ任命すること、が記されている。ここからは、派内の両修学闇の対立を和らげるために、鎮西派修学闇に一定譲歩させることで、西山派修学闇の不満の解消を図ろうとしたことがわかる。ちなみに、「被仰出候口上書」等は、文政八（一八二五）年に正福寺が西山派修学寺の想善寺（現大阪府交野市）から借用して書写したものであり、西山派修学闇にとつて同書は風化させてはならない重要な文書であったといえる。

以上のように、近世の佐太派内には本山と親しい多数派の浄土宗鎮西派修学闇と、本山と疎い少数派の西山派修学闇が存在し、一八世紀後期以降西山派修学闇が押さえ込まれることで両修学闇の対立が激化し、派内が不安定化したが、一九世紀前期に本山が鎮西派修学闇に譲歩させることで、派内が和合したといえる。

### 三 近代の綴喜郡五ヶ寺のありよう——改宗の時代

#### 三一一 浄土宗への改宗

綴喜郡五ヶ寺の本山である大念佛宗（融通念佛宗）来迎寺は明治五（一八七二）年に浄土宗に改宗した。その経緯を詳しく述べると、明治五年九月一八日に太政官は府県に宛てて第二七四号布告を出し、法相宗・華嚴宗・律宗・兼学宗・融通念佛宗の五宗各派、並びに他の諸宗の中で、別派独立本山および無本寺等はそれぞれにふさわしくかつ希望する宗内の總本山から所轄を受けることになつたので、各府県はこの命令を心得て、管内の各寺院へ通達し、各寺院からの願書を取りまとめて、所属の処分については教部省へ伺い出ることを命じた。しかし、政府の意向に反し、願書の取りまとめは難航し、明治六（一八七三）年四月一七日に教部省は府県に宛てて布達を出し、昨年の一一月晦日までに差し出すように通達したが、まだ差し出していないところもあり、色々と差し支えるので、五月一五日までに漏れなく取りまとめて差し出すことを命じた<sup>(二八)</sup>。ここからは、政府の宗教統制が現実と乖離していく、各寺院からすれば受け入れがたいものであったことがわかる。なお、このような布告が出された理由について、九月に教部省が太政官に宛てた上申書によると、古宗や兼学の宗および他の諸宗の中で、別派として独立している寺院が従来のまま据え置かれたならば、将来における宗派

の改正や教導職の選出方法に甘さが生じて、政府の意向が行き届かなくなるので、右の宗派はそれぞれにふさわしい宗内の総本山から所轄を受ける必要があるからだという（二二）。つまり、政府は仏教全体を徹底的に統制するために同布告を出したのである。

そして同布告と十月三日に教部省が天台宗・真言宗・淨土宗・禪宗・真宗・日蓮宗・時宗の七宗の教導職管長に宛てた、以後、各宗派の教導職管長は一宗一人とするという通達により（二二）、法相宗等は七宗の内のいずれかの総本山から所轄を受けなければならなくなつた。その結果、大念佛宗（融通念佛宗）本山佐太来迎寺は淨土宗の所轄下に置かれた。他にも、法相宗は真言宗の所轄下（明治一五（一八八二）年独立）、華嚴宗は淨土宗の所轄下（明治一九（一八八六）年独立）、律宗は真言宗の所轄下（明治三八（一九〇五）年独立）に置かれる等した（二二）。ここで注目すべきは融通念佛宗三グループの所轄の受け方であり、淨土依準の融通念佛宗本山佐太来迎寺と融通念佛宗本山浜源光寺は共に淨土宗の所轄下に置かれ（未独立）、天台依準の融通念佛宗總本山の平野大念佛寺は天台宗の所轄下に置かれた（二二）。このように、依準先が異なると所轄先も異なることが注目される。なお、この間、来迎寺では四三世隆堂と執事の光林寺住職・廣沢圭隆が対応に当たつたが、詳細については行論文（二二）を参照されたい。

以上のように、政府の強圧的な宗教統制により、明治五年に本山來迎寺が改宗したのに伴い、綴喜郡五ヶ寺も大念佛宗（融通念佛宗）から淨土宗に改宗した。なお、淨土依準大念佛宗という近世の淨土宗との密接な関係が、明治期の淨土宗への改宗につながつたといえる。

### 三一二 淨土宗西山派への改宗（念佛寺除く）

淨土宗への改宗後の來迎寺末の動向について、行氏によれば、「明治九（一八七六）年淨土宗西山派の分離独立により、淨土宗内唯一の西山派として、残留する結果となつた佐太派西山部寺院は、孤立感からか、教団鎮西部への対立感が募り、（中略）、西山相続の慣行剥奪を恐れ、西山派宗務院の存在をうしろ盾に本山來迎寺との地位保全交渉を、執拗に繰返し、（中略）、派内野党として分派行動する」ようになり、昭和一六（一九四一）年前後には西山部寺院の一斉離脱に至つたとされる（二二）。

綴喜郡五ヶ寺のうち西山派修学閣の四ヶ寺（極楽寺・西明寺・正福寺・慶照寺）が改宗した経緯を示す史料は管見の限り見当たらないので、参考までに、近隣の西山派修学寺の慈光寺（現交野市）の改宗のケースを見たい。まず、慈光寺が淨土宗から淨土宗西山派へ改宗した経緯を『慈光寺重要書類綴り（仮題）』（二四）から見る。昭和一七（一九四二）年三月二七日に淨土宗管長・郁芳隨円が「承認書」を作成し、二九

日に浄土宗西山派管長・柴田隆明が「承認書」を作成し、慈光寺が浄土宗西山派に所属宗派を変更することをそれぞれ承認した。また、三月に浄土宗西山派宗務長・田村歓陽が「同意書」を作成し、慈光寺が浄土宗来迎寺末から浄土宗西山派光明寺末に本寺替えすることに同意した。そして、二九日に光明寺住職・高木徳準が「承認書」を作成し、慈光寺が光明寺末に加入することを承認した。このように、慈光寺は昭和一七年に浄土宗と浄土宗西山派の両管長の承認の下に浄土宗来迎寺末から浄土宗西山派光明寺末に改宗した。綴喜郡四ヶ寺も昭和一〇年代に、同様の手続きを経て浄土宗西山派に改宗した可能性が高い。そして、改宗と同時に、西山派修学閥だった正福寺と慶照寺は、鎮西派修学閥だった念佛寺との組合を解消し、同じく西山派修学閥だった極楽寺や西明寺は、鎮西派修学閥だった生玉寺や阿弥陀寺との組合を解消したと考えられる。

ちなみに、本筋からは逸れるが、極楽寺と西明寺に関係があるので、参考までに慈光寺が浄土宗西山派に改宗する際に新たに設けた「寺院規則」（『慈光寺重要書類綴り』）を取り上げたい。昭和一七年三月に慈光寺は浄土宗西山派管長・柴田隆明と大阪府知事・三辺長治に「寺院規則」の承認を願い出た。構成を見ると、七章（五三ヶ条）と「附則」（二ヶ条）と「別表」からなり、寺院運営の多岐にわたる事柄について細かく定めている。ここでは、第五章第二節の「法類」に着

目したい。法類とは同宗同派で親しい関係にある寺院を意味するが（一〇）、同規則の第三一条（法類は相互に寺院と住職を援護すること）や第三四条（法類総代は住職の諮問に応じて、援助すること）を見ると、法類は前述の「組合」と近似的機能を持つ組織でもあることがわかる。慈光寺の法類寺院について、「別表」によると全九ヶ寺で、内訳は、旧来迎寺末が光林寺（現交野市）、想善寺（同上）、須弥寺（同上）、弥勒寺（現四条畷市）、十念寺（現大東市）、極楽寺（現京田辺市）、西明寺（現京田辺市）の七ヶ寺、その他が万福寺（現大阪市天王寺区）、安養寺（現京田辺市）の二ヶ寺であり、慈光寺の法類に現京田辺市域からは三ヶ寺が名を連ねていてが興味深い。

以上のように、綴喜郡五ヶ寺のうち西山派修学閥の四ヶ寺は、昭和一〇年代（推定）に来迎寺末の他の西山派修学寺と同様に浄土宗西山派に改宗し、数百年に及ぶ来迎寺との直接的な関係は途絶えたと考えられる。このように、大念佛宗佐太派の一部に見られた浄土宗西山派相続の慣行という近世の浄土宗西山派との密接な関係が、昭和期の浄土宗西山派への改宗につながったといえる。また、派内に不安定性を抱えた大念佛宗佐太派の、明治期の政府による浄土宗への強引な改宗が、昭和期の浄土宗西山派への一部の改宗を招いたとも考えられる。

#### 四 おわりに

本稿では、近世には大念佛宗佐太派に属し、明治五年から浄土宗佐太派、昭和一〇年代（推定）から浄土宗西山派（念佛寺除く）と時代ごとに異なる宗派に属していたという特異な歴史を持つ綴喜郡五ヶ寺の近世および近代のありようについて、そのまとまりに留意しながら叙述した。

本文の内容を簡単にまとめると、まず、二章では「近世の綴喜郡五ヶ寺のありよう—大念佛宗の時代」と題して二節を設け、「各寺の基本事項」の節では綴喜郡五ヶ寺の土地・建物といった本論の前提を述べた。そして「大念佛宗佐太派における綴喜郡五ヶ寺」の節の「本山と末寺」の項では、①本山、②教義、③末寺を取り上げた。①では来迎寺は大念佛宗三本山の一つで高い寺格を有したこと、②では佐太派は浄土依準大念佛宗で、さらに石清水八幡宮との神仏混淆も見られたこと、③では末寺六一ヶ寺は城和摂河に所在し浄土宗鎮西派修学閥と西山派修学閥に一分されていたことを指摘した。

以上のように、本稿では、綴喜郡五ヶ寺の近世・近代のありようについて、史料的制約からその全貌を解明するには至らなかつたものの、初めて綴喜郡五ヶ寺の歴史を一括してとらえ、具体的に叙述することができたので、その目的は一定回の項では佐太派にとつて本尊御巡回は本末関係を強化する上で欠かせない行事だったことを指摘した。さらに、「浄土宗鎮西派修学閥と同西山派修学閥」の項では本山と親しい多數派の鎮西派修学閥と、本山と疎い少数派の西山派修学閥

との間に対立と和合が見られたことを明らかにした。このよう二章では綴喜郡五ヶ寺は組合という結び付きと修学閥という結び付きを軸にしながら佐太派における諸関係を構築していたことを述べた。

次に、三章では「近代の綴喜郡五ヶ寺のありよう—改宗の時代」と題して三節を設け、「浄土宗への改宗」の節では政府の強圧的な宗教統制により、明治五年に本山来迎寺が浄土宗へ改宗したのに伴つて綴喜郡五ヶ寺も浄土宗に改宗したことを見た。続いて「浄土宗西山派への改宗（念佛寺除く）」の節では近世から浄土宗西山派と密接な関係にあつた極楽寺等四ヶ寺は昭和前期に浄土宗西山派に改宗して来迎寺との直接的な関係が途絶えたと考えられることを指摘した。このように三章では二度の改宗の過程で綴喜郡五ヶ寺の多くが来迎寺の支配を離れ、新たな枠組みに移行していくことを述べた。

以上のように、本稿では、綴喜郡五ヶ寺の近世・近代のありようについて、史料的制約からその全貌を解明するには至らなかつたものの、初めて綴喜郡五ヶ寺の歴史を一括してとらえ、具体的に叙述することができたので、その目的は一定回の項では佐太派にとつて本尊御巡回は本末関係を強化する上で欠かせない行事だったことを指摘した。さらに、「浄土宗鎮西派修学閥と同西山派修学閥」の項では本山と親しい多數派の鎮西派修学閥と、本山と疎い少数派の西山派修学閥

する村文書の研究を通して、本山や地域の視点から近世・近代・現代の綴喜郡五ヶ寺のありようを詳細に紐解くことであり、今後の研究の深化が俟たれる。

## 註

- (一) 村田太平編『田辺町郷土史 社寺篇』(一九六三年)
- (二) 京田辺市教育委員会編『京田辺市美術工芸品調査報告書 京田辺市の仏像』(一〇〇七年)
- (三) 京都府『綴喜郡寺院明細帳』(一八八〇年、京都府立京都学・歴彩館所蔵)
- (四) 平凡社編『京都府の地名』(一九八一年)
- (五) 「大念佛宗宗門御改寺請并ニ家數人別牛馬員數帳」(田辺町近代誌編さん委員会編、『田辺町近代資料集』、一九八七年)
- (六) 田富尚武『慶照寺を支えた人々』(一九七一年)  
普請之御願
- 河内佐太来迎寺末寺 城州綴喜郡上村 願主 慶性寺  
(絵図省略)
- 右絵図墨引之通、当寺地内二寺建來候處、屋根藁葺二而候、度々朽損候次第、此度瓦葺ニ仕度有之、統テ古壁裏方庇下縁相止メ、武室ニ仕、是又部屋屋根縁押入並柴小屋及破損次第、修繕仕度、朱印之通本願主御制禁之処、作事御願申上候、隣家合計境目相談、何レモ承知仕候間、願之通御赦免成下度奉懇願候、以上
- (七) 稲城信子「中世末から近世における融通念佛信仰の展開」(近世仏教研究会編、『近世仏教二』、一九八八年)
- (八) 財団法人元興寺文化財研究所編『法会(御回在)の調査研究報告書』(一九八三年)
- (九) 行昭一郎「大念佛宗寺院の近世的変容—河内本山来迎寺の場合—」(奈良文化女子短期大学編、『紀要二六』、一九九五年)
- (一〇) 新村出編『広辞苑 第二版』(一九八三年)
- (一一) 守口市史編纂委員会編『守口市史本文編一』(一九六三年)
- (一二) 浄土宗開宗八百年記念慶讃準備局編『浄土宗全書一九』(一九七一年)
- (一三) 井上正雄『大阪府全志二・三』(一九二三年)
- (一四) 圭室文雄『日本仏教史近世』(一九八七年)
- (一五) 豊田武『宗教制度史 豊田武著作集五』(一九八二年)
- (一六) 乾常光編『融通念佛宗飛鳥常念寺日鑑』(一九九四年)
- (一七) 「正福寺病死ニ付佐太御本山江無住届ケ案紙御願留帳」(一八二三年、京田辺市所蔵三山村井氏旧蔵歴史資料)、「正福寺入院二付諸書留帳」(同上)、「被仰出候口上書」(一八一四年、同上)

上村 大念佛宗 慶性寺  
願主 大淨 (印)  
庄屋 利三郎 (印)  
年寄 安左衛門 (印)  
天明五年 正月二十五日

御奉行様

(一八) 行昭一郎「取建人」万戒 佐太本山一代記—寛政年間の紫衣吟味—」(奈良文化女子短期大学編、『紀要二七』一九九六年)

(後略)

(一九) 寝屋川市史編纂委員会編『寝屋川市史九』(一〇〇七年)

(二〇) 守口市史編纂委員会編『守口市史史料編一』(一九六二年)

本山誓約三箇条

一当山者浄土依準鎮西派の係脈に候故、鎮西檀林相続の規格に候

所、慈泉上人・慈天上人両代者、格別の由緒有之、西山派御相

続に候得共、先達而鎮西派の規則に御改、蓮社号・阿号御授与

の上、当山御住職之事に候、然に当後住弟子慈雲儀、西山派相  
続に候得共、先達而鎮西派の規則に御改、蓮社号・阿号御授与

(二四) 財団法人交野市文化財事業団編『交野市史研究紀要二四 慈光  
寺』(一〇一一年)

(二三) 行昭一郎「明治年間浄土依准大念佛教団の終末について—宗教

法令を中心として—」(奈良文化女子短期大学編、『紀要二三』、

一九九二年)

(二二) 行昭一郎「増補壬申の宗難と本宗の維新史」(融通念佛宗編、『大

源五三』、二〇〇四年)

丈内役者 聞階

右三箇の条々本末旦越一同に合心、本尊及開山前に深奉誓言之相  
定置候条、後來堅違乱有之間敷者也

明和六乙丑年

四月十五日

本山来迎寺三十六世住持信阿慈寛(花押)

後住 妙阿慈雲(花押)

役寺 真福寺

同 正覚寺

表1 無本寺の寺格一覧

寺名等	所在地・宗派	処遇
田中・新善法寺・善法寺	八幡、新義真言宗	御白書院独礼—御闈之内式疊目
永源寺	江州高野村、禪宗臨濟派本寺	
大念仏寺	摠州平野郷、融通念仏宗惣本寺	
伽耶院	聖護院御門跡院家、播州	
国泰寺	越中国、禪宗	
金光院	讃州金毘羅權現別當、古義真言宗	
来迎寺	河州佐太、大念仏宗本寺	御白書院独礼—御闈之外壹疊目
若王子・住心院	聖護院御門跡院家	
喜多院	南都興福寺、法相宗	御白書院独礼—御闈之外式疊目
宝蔵院	南都興福寺内、法相宗	
戒壇院	南都東大寺山内、花嚴宗律宗	
遍照心院	京六孫王社大通寺、律宗真言三論兼学	
成就院	京都一乘院御門跡末京清水寺、法相真言兼学	
美性院	南都一乘院御門跡末京清水寺修行、法相宗	
知足院	南都東大寺山内、法相律	御白書院独礼—御闈之外三疊目
四聖坊	南都東大寺山内、花嚴宗本寺	
招提寺 ※1	南都、律宗	
金剛院	南都西大寺中、真言律惣本寺	
法隆寺 ※1	南都、法相三論律真言四宗兼学	
山上惣代	八幡三十六院、真言宗	
豊蔵坊	八幡三十六院之内、真言宗	
岩本坊・滝本坊・井坊闊伽	八幡三十六院之内、真言宗	
法輪寺	山城国嵯峨、唯真言宗	
恵心院	城州宇治、真言宗	
多田院	摠州河辺郡、真言律宗	
報恩寺	紀州、日蓮宗	
松梅院	京北野、天台宗	
彦山座主	豊前国	
龍松院	南都東大寺山内、三論宗本寺	御白書院御次
興福院	南都、淨土宗	
池坊	京六角堂頂法寺、天台宗	
報恩院・釈迦院 ※2	三宝院御門跡院家、京醍醐	
上之坊	相州岩本院寺中	
下之坊	相州岩本院寺中	
実方院	熊野那智山、天台宗	
惣代	醍醐五十一坊	大広間独礼
岩本院	京御室直末相州江島別當、真言宗	低

出典：『寺格帳』（江戸時代、『続々群書類從12』所収）

※1 住職ではなく惣代が参上した場合。

※2 住職ではなく代僧が参上した場合。

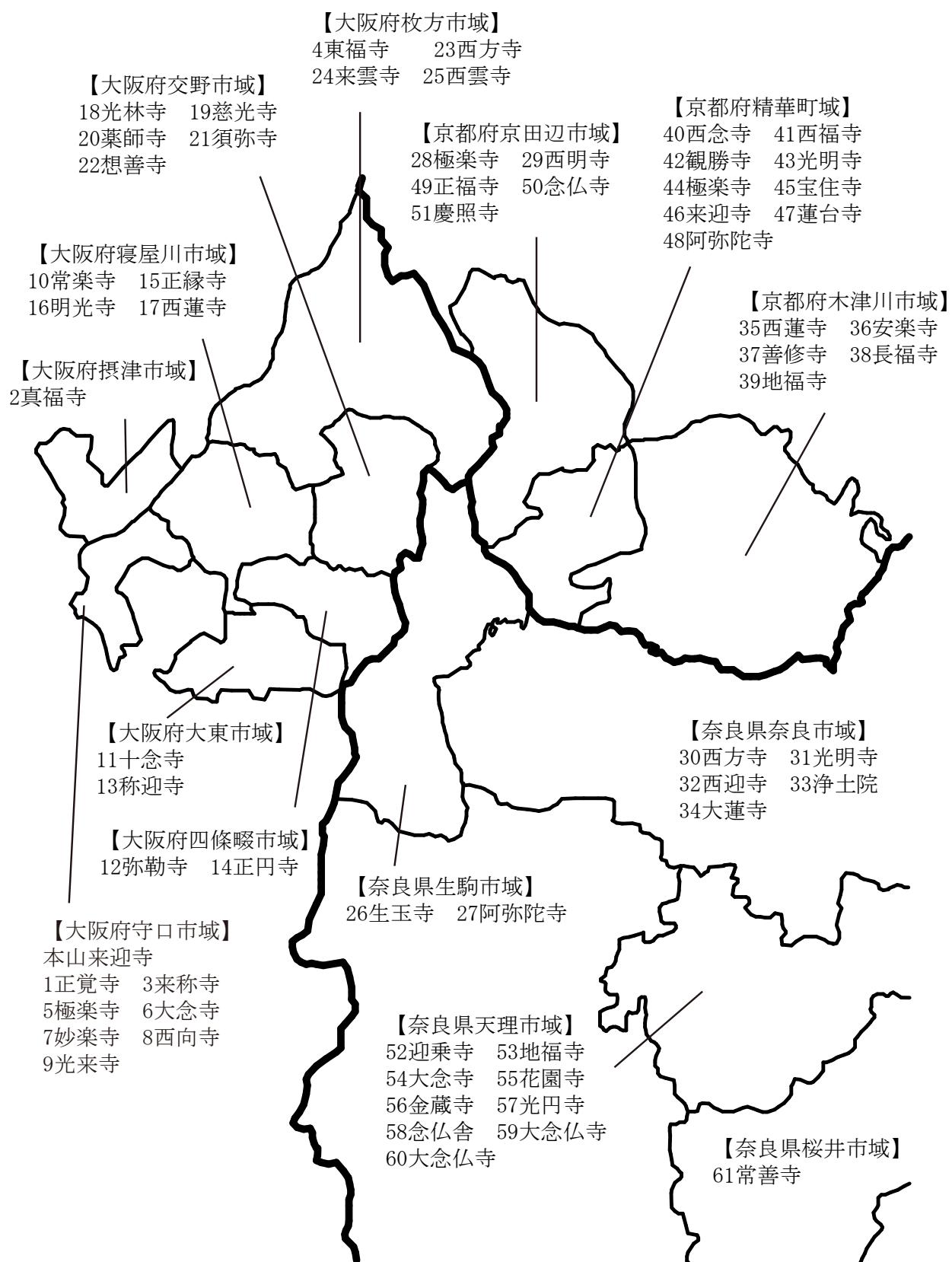
表2-1 来迎寺末寺一覧（宝暦7（1757）年）

連判順	寺名	所在地	国郡	現代の市町村	現代の宗派
	来迎寺 (本山)	一番村佐太	河内国茨田郡	大阪府守口市	浄土宗
1	正覚寺	七番村	河内国茨田郡	大阪府守口市	浄土宗
2	真福寺	鳥頭野村	摂津国島下郡	大阪府摂津市	
3	来称寺	北十番村	河内国茨田郡	大阪府守口市	
4	東福寺	走谷村		大阪府枚方市	
5	極楽寺	藤田村		大阪府守口市	
6	大念寺	梶村			
7	妙楽寺	北村			
8	西向寺	六番村			
9	光来寺	小高瀬村			
10	常楽寺	仁和寺村		大阪府寝屋川市	
11	十念寺	北条村	河内国讚良郡	大阪府大東市	西山浄土宗
12	弥勒寺	畠村（南野村）		大阪府四條畷市	
13	称迎寺	龍間村		大阪府大東市	浄土宗
14	正円寺	馬場村（中野村）		大阪府四條畷市	
15	正縁寺	灯油村	河内国交野郡	大阪府寝屋川市	
16	明光寺	打上村			
17	西蓮寺	寝屋村			
18	光杯寺	星田村		大阪府交野市	西山浄土宗
19	慈光寺				
20	棄師寺				浄土宗
21	須弥寺	森村			西山浄土宗
22	想善寺	私部村			
23	西方寺	杉村			
24	来雲寺	尊延寺村		大阪府枚方市	浄土宗
25	西雲寺	穂谷村			
26	生玉寺	田原村	大和国添下郡	奈良県生駒市	
27	阿弥陀寺	高山村			
28	極樂寺	高船村	山城国綴喜郡	京都府京田辺市	西山浄土宗
29	西明寺	打田村			
30	西方寺	押能村	大和国添下郡	奈良県奈良市	浄土宗西山禪林寺派
31	光明寺	中山村			
32	西迎寺	秋篠村			
33	淨土院	西大寺村			浄土宗
34	大蓮寺	北新村			単立
35	西蓮寺	小寺村	山城国相楽郡	京都府木津川市	西山浄土宗
36	安樂寺	相楽村			
37	善修寺	相楽村北之庄			
38	長福寺	吐師村			
39	地福寺				廢寺
40	西念寺	山田村		京都府精華町	西山浄土宗
41	西福寺				廢寺
42	觀勝寺				
43	光明寺	乾谷村			西山浄土宗
44	極樂寺	柘榴村			浄土宗西山禪林寺派
45	宝住寺	菅井村			西山浄土宗
46	来迎寺	植田村			
47	蓮台寺	南稻八妻村			
48	阿弥陀寺	北稻八間村			
49	正福寺	江津村	山城国綴喜郡	京都府京田辺市	浄土宗西山禪林寺派
50	念佛寺	東村			浄土宗
51	慶照寺	上村			浄土宗西山禪林寺派
52	迎乘寺	丹波市村	大和国山辺郡	奈良県天理市	浄土宗
53	地福寺	山口村			
54	大念寺	布留村			
55	花園寺	石上村			
56	金藏寺	岩室村			
57	光円寺	田井庄村			
58	念佛寺	田村			
59	大念佛寺	下長岡村	大和国式上郡		
60	大念佛寺	上長岡村			廢寺
61	常善寺	穴師村		奈良県桜井市	浄土宗

出典：『慈寛上人御代諸末山江申渡条々并連判』（宝暦7年、来迎寺文書、『法会（御回在）の調査研究報告書』所収）

※国郡および現代の市町村の項目は『大阪府の地名』・『京都府の地名』・『奈良県の地名』から補った。現代の宗派の項目は『大阪府宗教法人名簿』・『京都府宗教法人名簿』・『奈良県宗教法人名簿』から補った。

## 来迎寺末寺分布図 (宝暦7 (1757) 年)



出典：「慈寛上人御代諸末山江申渡条々并連判」（宝暦7年）

※図中の寺番号は表2-1と対応。

表2-2 来迎寺末寺の構成（近世）

区分		寺数	百分率		
国郡別 (近世)	河内国	茨田郡 讚良郡 交野郡 小計	9 4 11 24	15% 7% 18% 40%	
	摂津国	島下郡 小計	1 1	2% 2%	
	大和国	添下郡 山辺郡 式上郡 小計	7 7 3 17	11% 11% 5% 27%	
	山城国	綴喜郡 相楽郡 小計	5 14 19	8% 23% 31%	
		合計	61	100%	
府市別 (現代)	大阪府	守口市 摂津市 枚方市 寝屋川市 大東市 四條畷市 交野市 小計	7 1 4 4 2 2 5 25	11% 2% 7% 7% 3% 3% 8% 41%	
		生駒市 奈良市 奈良県	2 5 9	3% 8% 15%	
		桜井市 小計	1 17	2% 28%	
		京都府	京田辺市 木津川市 精華町 小計	5 5 9 19	8% 8% 15% 31%
		合計	61	100%	
	宗派別 (現代)	浄土宗 西山浄土宗 浄土宗西山禅林寺派 単立 廃寺 合計	32 18 6 1 4 61	52% 29% 10% 2% 7% 100%	

※表2-1から作成。

表3-1 山城・大和・河内三箇国本尊御巡回（10月6日～24日）の回文の宛名一覧

記載順	末寺名	国郡	現代の市町村	御巡回日	記載順	檀中名	国郡	現代の市町村
1	馬場村正円寺	河内国讚良郡	大阪府四條畷市	(6日)	2	清滝村旦方中	河内国讚良郡	大阪府四條畷市
3					3	逢坂村旦方中		
4	東田原村生玉寺	大和国添下郡	奈良県生駒市					
5	高山村阿弥陀寺							
6	高船村極楽寺	山城国綴喜郡	京都府京田辺市					
7	打田村西明寺							
8	柏瀬村極楽寺	山城国相楽郡	京都府精華町					
9	押熊村西方寺	大和国添下郡	奈良県奈良市					
10	中山村光明寺							
11	秋篠村西迎寺							
12	庫坊村淨土院							
13	北新村大蓮寺							
14	乾谷村光明寺	山城国相楽郡	京都府精華町					
15	山田村西福寺							
16	山田村樋口西念寺							
17	山田村岨観勝寺							
18	相楽村安楽寺		京都府木津川市					
19	北之庄村善修寺							
20	木津村西蓮寺							
21	吐師村長福寺							
22	吐師村地福寺							
23	菅井村宝住寺		京都府精華町					
24	植田村来迎寺							
25	南稻八妻村蓮台寺							
26	北稻八妻村阿弥陀寺							
27	江津村正福寺	山城国綴喜郡	京都府京田辺市					
28	東村念佛寺							
29	普賢寺村慶照寺							
30	穂谷村西雲寺	河内国交野郡	大阪府枚方市					
31	尊延寺村来雲寺							
32	杉村西方寺							
33	私部村想善寺		大阪府交野市					
34	森村須弥寺							
35	星田村慈光寺							
36	星田村光林寺							
37	星田村薬師寺							
38	寝屋村西蓮寺		大阪府寝屋川市					
39	打上村明光寺							
40	高宮村旦方中	河内国讚良郡	大阪府寝屋川市					
41	小路村旦方中							
42	砂村旦方中		大阪府四條畷市					
43	灯油村正縁寺	河内国交野郡	大阪府寝屋川市					
44	烟村弥勒寺	河内国讚良郡	大阪府四條畷市					
45	龍間村称迎寺		大阪府大東市					
46	中垣内村旦方中	河内国讚良郡	大阪府大東市					
47	寺川村旦方中							
48	野崎村旦方中							
49	北条村十念寺	河内国讚良郡	大阪府大東市	(24日)				

出典：『佐太来迎寺年中行事覧（仮題）』（江戸時代、『寝屋川市史9』所収）

※国郡・現代の市町村の項目は『大阪府の地名』・『京都府の地名』・『奈良県の地名』から補った。

表3-2 三箇国本尊御巡回の回文に含まれていない末寺

連番順	寺名	所在地	国郡	現代の市町村
1	正覚寺	七番村	河内国茨田郡	大阪府守口市
2	真福寺	鳥飼野村	摂津国島下郡	大阪府摂津市
3	来称寺	北十番村	河内国茨田郡	大阪府守口市
4	東福寺	走谷村		大阪府枚方市
5	極楽寺	藤田村		大阪府守口市
6	大念寺	梶村		
7	妙楽寺	北村		
8	西向寺	六番村		
9	光来寺	小高瀬村		
10	常楽寺	仁和寺村		大阪府寝屋川市
52	迎乘寺	丹波市	大和国山辺郡	奈良県天理市
53	地福寺	山口村		
54	大念寺	布留村		
55	花園寺	石上村		
56	金蔵寺	岩室村		
57	光円寺	田井庄村		
58	念佛寺	田村		
59	大念佛寺	下長岡村	大和国式上郡	
60	大念佛寺	上長岡村		
61	常善寺	穴師村		奈良県桜井市

※表3-1と表2-1とを突き合わせて作成。